

【裁定委員会】2023年9月13日付け決定

事案1

- 1 懲罰対象者
高等学校バスケットボール部元指導者
- 2 懲罰の内容
本協会の登録資格を、2023年9月13日（懲罰決定の日）から6か月間停止する。
- 3 懲罰の起算日
2023年9月13日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
 - ・所属選手に対する暴力行為（肩を押す、背中を押す有形力の行使）
 - ・所属選手に対する不適切行為（胸付近を押す有形力の行使）

事案 2

- 1 懲罰対象者
U15 クラブ指導者
- 2 懲罰の内容
本協会の登録資格を、2023年9月13日（懲罰決定の日）から3か月間停止する。
- 3 懲罰の起算日
2023年9月13日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
・所属選手に対する暴力行為（壁に押しつける有形力の行使）

事案 3-1

- 1 懲罰対象者
高等学校バスケットボール部外部指導者
- 2 懲罰の内容
本協会の登録資格を、2023年9月13日（懲罰決定の日）から3か月間停止する。
- 3 懲罰の起算日
2023年9月13日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
 - ・所属選手に対する暴言行為（人格を一方的に否定し自尊感情を傷つける発言、過度に選手を委縮させる発言）
 - ・所属選手複数名に対する暴言行為（人格を一時的に否定する発言）

事案 3-2

- 1 懲罰対象者
高等学校バスケットボール部顧問
- 2 懲罰の内容
譴責
- 3 懲罰の起算日
2023年9月13日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
・所属選手複数名に対する暴言行為（人格を一方向的に否定する発言）